

富山大学附属病院長候補者選考会議内規

平成 29 年 7 月 20 日制定

令和元年 10 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この内規は、富山大学附属病院長選考規則（以下「選考規則」という。）第 2 条第 2 項の規定に基づき、富山大学附属病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 選考会議は、選考規則第 4 条第 1 項により定める附属病院長選考の基準に基づき、附属病院長候補者となるべき適任者（以下「附属病院長候補適任者」という。）から附属病院長候補者を選考し、学長に推薦する。

(組織)

第 3 条 選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 1 人
 - (2) 医学部長
 - (3) 医学部教授会において選出された医学部医学科に専任配置される教員（学科目の担当教員を除く。） 1 人
 - (4) 附属病院運営会議において選出された附属病院で勤務する教職員 2 人
 - (5) 学長が委嘱する学外有識者 2 人
 - (6) その他学長が必要と認める者
- 2 選考会議に議長を置き、前項第 1 号の委員を持って充てる。
- 3 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充する。

(議事)

第 4 条 選考会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 5 条 選考会議が必要と認めたときは、委員以外の者を選考会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(病院長候補適任者の推薦)

第6条 選考会議は、附属病院運営会議に、複数人の附属病院長候補適任者の推薦を求める。

2 前項の規定にかかわらず、選考会議は、委員に附属病院長候補適任者の推薦を求めることができる。

3 附属病院運営会議及び選考会議委員は、附属病院長候補適任者を推薦するに当たり被推薦者の同意を得るものとする。

(附属病院長候補適任者の除外)

第7条 委員が前条に規定する推薦を受けたときは、当該委員は、委員を辞任するものとする。

(所信の提出等)

第8条 附属病院長候補適任者は、選考会議に所信を提出する。

2 選考会議は、附属病院長候補者の選考に当たり、附属病院長候補適任者に対し、面接を行う。

(所信説明会の実施)

第9条 選考会議は、附属病院長候補者の選考に当たり、附属病院長候補適任者による所信説明会を行うことができる。

(議事録)

第10条 選考会議の議事進行の過程及び決定事項は、議事録に記録する。

(事務)

第11条 選考会議の事務は、総務部人事企画課の協力を得て、病院事務部病院総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。